

令和5・6年度 出水市建設工事入札参加資格における格付審査基準

市内建設業者を対象とした令和5・6年度の市建設工事入札参加資格の格付基準等を以下のとおり定めましたので、お知らせします。主観的事項評価点数について1項目（技術職員）を追加しております。
なお、申請要領等については、令和4年12月（予定）に改めてお知らせします。

項 目	内 容	
格付工種	土木・建築・舗装・電気・管・上水道	
総合点数	客観的事項評価点数（A）＋主観的事項評価点数（B）	
A 客観的事項評価点数	経営事項審査の総合評定値（P点） 審査基準については、「令和5・6年度鹿児島県建設工事入札参加資格における総合点数の内容」の1 経営事項評価点数の考え方に準じる。	
B 主観的事項評価点数		上限
1 工事成績	市発注工事の格付工種ごとの契約額と工事成績を用いて点数化 （対象年度） ・土木、舗装、上水道 3年間（R1～R3） ・電気、管 5年間（H29～R3） ・建築 7年間（H27～R3）	（※1）
2 技術職員	建設工事に係る2級以上の有資格者（※2）（基準日（※3）時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入等。個人事業主を含む。））を以下のとおり加点する。 ①1級の有資格者数 × 4点 ②2級の有資格者数 × 2点	80点
3 加点事項		
(1) 研修会参加	市又は県主催の研修会に参加した者に各研修会につき1点（各年度3点まで） （対象年度：R1～R3）	9点
(2) ボランティア活動	市内の公共施設等への愛護活動、市内の地域における奉仕活動を行った者に次のとおり加点 ①年4回以上：6点 ②年2～3回：3点 ③年1回：1点 （対象年度：R1～R3）	18点
(3) 建設業関係表彰	①国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰 各表彰につき2点（各年度2点まで） ②国・県からの技術職員表彰 各表彰につき2点（各年度2点まで） （対象年度：R1～R3）	12点
(4) ISO認証取得	基準日において品質及び環境マネジメントシステムを認証取得している者に各認証につき20点 ①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ	40点
(5) 障がい者雇用	基準日において障がい者を常勤雇用している者に次のとおり加点 ①法定雇用率適用事業者 雇用率以上 5点 ②法定雇用率非適用事業者 1人以上 5点 ①又は②を1年以上継続雇用 加算点 5点	10点
(6) 新規卒業者等雇用	H31.4.1からR4.3.3までに学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業したものを採用し、基準日において常用雇用労働者として雇用している場合に1人につき3点（高卒採用について、①市内の県立、市立又は私立高等学校を卒業した者又は②市内に住所を置き、市外の高等学校に通学していた者については1人につき6点）	18点
(7) 職業訓練生派遣	基準日において出水共同高等職業訓練校に常用雇用労働者を訓練生として派遣している者に1人につき2点	4点
(8) 保護観察対象者の雇用支援	基準日において鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に2点	2点
(9) 男女共同参画支援	基準日において育児休業制度又は介護休業制度を導入している者に各制度につき2点	4点
(10) 災害支援（防災）協定	基準日において市と災害支援（防災）協定を締結している団体の会員に5点	10点
(11) 災害支援活動	災害時等の支援活動に対し加点 ①緊急出動（除雪等含む。） 1回につき3点（上限12点） ②防災パトロール 1回につき1点（各年度1点まで） （対象年度：R1～R3）	15点

項 目	内 容	
(12) 指定工事店等(※4)	基準日において ①市の水道事業指定給水工事事業者に2点 ②市の水道修繕工事等当番店受託者に10点	12点
(13) 水道修繕工事実績(※4)	水道修繕工事施工実績に対し1件につき1点 (対象年度：R2～R3)	40点
(14) 消防団員雇用	基準日において消防団員を常勤雇用している者に1人につき2点	4点
(15) 登録年数	入札参加有資格登録から1年経過ごとに1点 ただし、市町合併時に登録のあった者については、直近の経営事項審査における営業年数(支店等については、建設業法に基づく営業所の設立許可年月日)で算定	30点
(16) 舗装機械所有	基準日において、アスファルトフィニッシャー又はマカダムローラーを所有している者	20点
4 減点事項	対象年度(R2～R3)における以下のもの	
(1) 指名停止	指名停止を受けた者を減点 ①3か月未満 △12点 ②3か月以上6か月未満 △23点 ③6か月以上 △36点	—
(2) 警告又は注意の喚起	警告又は注意の喚起を受けた者を減点 △3点	—
(3) 変更届の遅延	建設業法第11条に規定する変更届の遅延をした者を減点 △4点	—
(4) 一括下請負	建設業法第22条の規定に違反した者を減点 △12点	—
(5) 指示・営業停止処分	建設業法第28条に規定する行政処分を受けた者を減点 ①指示処分 △23点 ②営業停止処分 △29点	—
(6) 取消処分	建設業法第29条に規定する取消処分を受けた者を減点 △40点	—
(7) 許可切れ遅延等	許可切れ新規、更新手続遅延(始末書)の者を減点 △8点	—
(8) 工事遅延	工事遅延等があった者を減点 ①15日未満 △3点 ②15日以上30日未満 △6点 ③30日以上60日未満 △12点 ④60日以上 △20点	—

(※1) 対象年度の見直し等により、調整する場合があります。

(※2) 資格審査を申請した建設工事に係る建設業法第7条第2号ハに該当する技術職員及びこれと同等以上の資格を有するものと市長が認めた者(詳細は別表参照)

(※3) 「基準日」とは令和4年12月1日とする。

(※4) 「(12) 指定工事店等」及び「(13) 水道修繕工事実績」は、格付工種「上水道」に適用する。